

## 令和2年度佐賀市生活安全推進協議会

【開催日時】 令和3年2月15日（月）10時00分から11時17分まで

【開催場所】 佐賀市役所庁舎2階 庁議室

【出席者】 委員：出席13名、代理出席2名、欠席3名  
事務局（市民生活部生活安全課）：三島部長、北御門課長、古川主査、  
副島主査  
報告者（市民生活部生活安全課）：池田副課長

【会議の公開】 公開

【傍聴人の数】 0名

### 【会議次第】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ  
山口夕妃子会長
- 3 議事
  - (1) 犯罪の概況について
  - (2) 犯罪被害者等支援について
  - (3) 防犯カメラについて
- 4 その他
- 5 閉会

### 【議事（要旨）】

- 1 犯罪の概況について  
佐賀県・佐賀市の犯罪概況及び特徴等の説明、佐賀南北警察署生活安全課からの犯罪概況及び対策等の報告並びに令和2年度の佐賀市の防犯・生活安全に関する取り組み等。
- 2 犯罪被害者等支援について  
平成29年10月の条例制定以降の犯罪被害者等支援に関する佐賀市の体制整備並びに市及び関連団体の取り組み等。

### 3 防犯カメラについて

佐賀市の防犯カメラの設置状況、照会対応の件数並びに防犯カメラ設置に対する佐賀県及び佐賀地区防犯協会による補助制度等。

※ 議事内容、質問及び意見等の詳細については、以下のとおりです。

## 【議事内容】

### 1 犯罪の概況について

《事務局から報告：池田副課長》

全国の刑法犯の認知件数は令和2年の犯罪白書によれば、平成14年をピークとして減少の一途をたどり、令和元年には前年比8.4%となり戦後最少を更新。

佐賀県及び佐賀市は平成15年をピークに全国とほぼ同様に減少している。一方、犯罪種類別にみると窃盗犯が最も多い割合を占めており、窃盗犯に関しては、佐賀県及び佐賀市は全国平均に比べて無施錠率が非常に高い。令和2年12月末現在で、空巢等、自転車盗及び車上狙いの三つのケースで特に無施錠の割合が高い。そのほか、増加あるいは減少していない犯罪として、声かけ、つきまとい、DV及びストーカーが挙げられる。

《佐賀南警察署から報告：青柳生活安全課長》

全体的な犯罪件数等から見えない部分について、ストーカー、DVの相談が劇的に増えてきている。夫婦間のトラブルだけではなく、彼氏・彼女、同棲中のトラブルもDV、ストーカーとして取り扱っている。言い合いのけんかから、たたいたり蹴ったり、引きずり回したりまで多々ある。南署だけでも年間200件を超えている。

なお、粗暴犯の件数が若干増加傾向にあるが、これはストーカー、DVの取扱いをしたときに積極的に事件化を図るようにしているため。また、児童相談所への相談件数が過去最多との報道があったと思うが、DVや夫婦喧嘩で、その面前に子どもがいた場合は心理的虐待として警察から児童相談所に積極的に通報している。そのような家庭は児童相談所に積極的に関与してもらっている。

また、最も懸念されるのがSNSによる犯罪。具体的には出会い系アプリ。これを使用して出会い、別れるときに暴力をふるったりストーカーしたり、結果的に警察沙汰になってしまうものが多くある。

出会い系アプリが全部悪いとは言わないが、我々が携わる出会い系アプリはほぼ悪いことしか起きておらず、低年齢化も特徴。高校生、中学生、小学生まで及んでおり、出会った際に車やホテルで性交渉または類似行為に至る事例が佐賀市内でも多々発生してい

る。親が相談に来るが、本人は話したくないと殻にこもり、実態が明らかにならず捜査が困難を極めている。

また、スマートフォンを利用した盗撮も増えている。佐賀南警察署管内では佐賀大学、佐賀女子短期大学の学生が多く住む地域のアパートで、郵便受けにスマートフォンを差し入れて盗撮するという手口がある。特に春先から夏にかけて被害が多い。また、アルバイト先の更衣室でも盗撮が起きている。

刑法犯の認知件数は減少傾向で犯罪が減ってきているが、現実には表に出てこない犯罪というのが多々あるのが現状である。我々としても、そういった犯罪を少しでも失くしていけるような対策をとっていきたいと考えている。

#### 《佐賀北警察署から報告：白仁田生活安全課長》

佐賀北警察署も状況的にはほぼ変わらないが、他に懸念されるのが、ニセ電話詐欺である。被害に遭われる方が減ってない。最近では、スマートフォン、携帯電話のショートメールで来た宅配の受け取り連絡のURLを開いて、偽のサイトでお金を要求されるというようなことが発生している。ここ数日はコロナウイルスのワクチン接種の不審な電話があったりしている。そういうこともあり、市民の皆さんに対して引き続き犯罪、被害に遭わないための呼びかけが必要である。

#### 《事務局から報告：池田副課長》

##### ・佐賀市の今年度の主な取り組み

##### (1) 出前講座

地域の団体等からの希望に応じ、年間を通じて出前講座を随時実施している。警察官OBを講師とし、詐欺や空巣被害等の事例及び日頃の対策等の講話を行っている。今年度はコロナ禍の影響か、例年より開催数が少なく、1月末現在で5回実施した。

##### (2) 街頭啓発

佐賀北警察署主催による駅や商業施設での無施錠防止の啓発、暴走族追放審議会との合同による佐賀駅周辺での安全安心全般に関する啓発活動など、秋、冬にかけて重点的に実施した。

##### (3) 市立中学校の防犯教室

佐賀市暴力団排除条例に基づき、暴力団加入防止及び薬物等乱用防止のための教育を目的とし、佐賀県と分担し、市が12校、県警本部が6校を担当して実施。なお、本年度市の担当校で、コロナウイルス感染症の影響で1校、大雨により1校の計2校が中止となった。

##### (4) ホームページや市報による啓発

佐賀県警察本部発行の県警安全サポート情報を佐賀市のホームページに掲載している。そのほか警察署からの防犯情報をホームページ、市報等で広報している。今年

度は佐賀南警察署依頼の「ロックの日」及び住宅侵入窃盗防止について市のホームページに掲載した。

#### (5) 青色防犯パトロール

パトロール実施許可を受けた青色回転灯設置公用車により、佐賀市職員が通常業務の中で外出、移動の際に「ながら防犯」を行う。佐賀市の回転灯を設置車は現在 15 台登録している。当該公用車の所管部署職員には、毎年、講習会を受講してもらい、パトロール実施者証の交付を受けており、今年度は新たに 16 名が実施者証の交付を受けた。

#### ・今後の課題

行政の役割は市民の防犯意識の高揚、広報の啓発というところだが、佐賀市の特徴である無施錠の対策等、これまでショッピングセンター等でのチラシ配布などの広報活動をしていたが、コロナ禍における啓発活動をどのように行うべきかといったことが課題と考えている。

#### 《委員からの質問・意見等》

##### ○ 質問 1（吉浦委員）

富士町では嘉瀬川に遊びに来られる方が夏場多く、車上狙いが大変多い。防止するには、施錠が 1 番よいと思うが、対策はどうしたらよいか。

##### ○ 回答（佐賀南警察署）

1 番は貴重品を車に置かないこと。車においておきたい場合は貴重品をトランクに入れておく。ミニバン、ワンボックスカーは、下のほうの床下収納みたいなものに貴重品を入れる。しかし、「施錠する」、「貴重品は車内に残さない」、という方法が最もよい。

##### ○ 意見 1（石井委員）

当自治会では毎月佐嘉神社角交番の「日峰さん」という広報誌を毎月出してもらっており、防犯情報等を載せてもらっている。また今月は佐賀南警察署からも広報誌が出ている。派出所や佐賀南警察署からタイムリーに情報を出されており、情報を地域住民と共有するという視点での努力によりすばらしい形ができていると思う。

自治会を中心に構成する佐賀地区防犯協会の中でも、犯罪の問題、あるいは防犯カメラ等々について、いろんな議論をしている。やはり佐賀市内から、まずは我が町から犯罪をなくすということを心がけていきたい。しかし、巨勢校区でも公民館横の団地で空巣が発生した。公民館に人が集まっているときに横の団地に空巣が入ったということで、今では空き巣とニセ電話詐欺の注意喚起ののぼり旗を 1 年中掲げて犯罪抑止に取り組んでいる。

##### ○ 関連コメント（佐賀南警察署）

警察としてはタイムリーな情報提供を常に心がけている。媒体は、言われたように広報誌やチラシの配布を行っている。それ以外にも、事件発生や行方不明者の周知に「あんあ

んメール」を活用したり、LINEによる広報も行っている。

なお、本日校長先生が出席されている佐賀東高校の演劇部の協力で「ながら防犯」、「ニセ電話詐欺」、「暴力団排除」に関する3本の動画を制作してもらった。非常に素晴らしいものになっている。先ほど事務局からコロナ禍における広報の在り方が課題とあったが、防犯、暴力団排除やニセ電話詐欺の被害防止を動画で端的に分かりやすく作ってもらっており、こういったものがどんどん広まっていけばいいと思う。スマートフォンでQRコードを読めばそのまま動画が視聴できるので、ぜひとも皆さんをはじめ、家族、地域の方にも御紹介いただければと考えている。

#### ○ 意見2（山口夕妃子委員）

コロナ禍での様々な取組をこの度共有出来てよかった。従来型の市が行っていたような防犯教室、講座等が開けなくなってきているなか、紹介があったように、演劇部による動画をつくって見ていただく、そして市民の方にお伝えしていくというのが有効ではないかと思う。

#### ○ 意見3（山口義民委員）

今年コロナ関係で、講演会が出来ない中、演劇部顧問が尽力してビデオやDVDを配布している。今回、佐賀県警察本部の依頼を受けて演劇をつくった。本校の演劇部は演劇コンタールの県大会で優勝、それから九州、全国大会等にも何回も出場しており、非常に活発に活動している。今年も市内の中学校に演劇に出かけたりする等、要請に応じている。いろんな社会問題等を取上げてDVDを作っているの、何かあれば要望していただきたい。

## 2 犯罪被害者等支援について

《事務局からの説明：池田副課長》

- ・ 条例の制定

平成29年度の10月1日に佐賀市犯罪被害者等支援条例を施行した。

- ・ 条例制定後の取組

- (1) 相談体制

条例制定後、相談窓口を一元化し、「犯罪被害者総合相談窓口」を生活安全課に設置した。窓口一元化により、何度も伝えなければならないという犯罪被害者等の心理的負担の軽減と、2次的被害を防止するためです。支援のイメージについては資料9ページをご覧ください。庁内対応としては、犯罪被害者等が相談に来られた場合は、生活安全課で相談を受け付け、内容に応じて庁内関係部署に同行し、付添い支援を行

う。庁外対応が必要な場合は、佐賀VOISSを通じて必要な関係機関との連携を図ることとしている。また佐賀県との連絡としては、佐賀県くらしの安全安心課の犯罪被害者支援コーディネーターから相談対応の助言指導を受けることとしている。

資料の5ページ及6ページに各機関及び本市生活安全課が条例施行後に行った相談実績、市子ども家庭課で対応している婦人保護相談事業におけるDV相談件数、「さがmirai」並びに性暴力救済センター佐賀の相談件数を掲載している。また、犯罪被害者支援ネットワーク佐賀VOISSの相談内容及び内訳件数も掲載している。延べ件数だが、殺人、傷害致死、強姦性交等、強制わいせつ、また、DV、ストーカー等の件数、相談件数が多くなっていることがわかる。

## (2) 見舞金の支給

犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、本市を含む県内全ての市町で遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円の見舞金制度を設けている。本市は今年度11月に、条例制定後初となる障害見舞金の支給を行った。

## (3) 日常生活支援

犯罪被害者の方が平穏な日常生活を営むことができるように福祉サービス支援を行っていきます。

## (4) 居住の安定

犯罪被害により従前の住居に居住できなくなった方に、市営住宅にまず目的外利用で入居していただき、その後、通常の入居抽選時に点数加算して優先的に入居していただく。令和元年10月に県内他市警察から被害者の避難場所として市営住宅の入居相談があり、本市の建築住宅課と連携をして速やかな入居の実績あり。

## (5) 雇用の安定

直接の雇用を斡旋することではなく、事業者に対して犯罪被害者の置かれている状況、例えば精神的ショックや身体の不調による仕事の能率低下等の対人関係へ支障を来したりすること、また治療のための通院や裁判での出廷のための欠勤が必要となっていること等、被害者が仕事を続けていくために必要な支援について理解してもらうことを目的としている。佐賀市商業振興課が年2回発行している事業所向け広報紙「佐賀市労政だより」に支援を理解していただくための記事を掲載している。

## (6) 広報啓発

市報、ホームページによる情報掲載を随時行っている。犯罪被害者支援への理解のため、条例施行後に佐賀市犯罪被害者支援リーフレットを作成した。関係機関の窓口への設置、また、各種イベントや講演会及び出前講座で市民に配布し、佐賀市が行う支援の内容と犯罪被害者支援の重要性について理解を深めてもらった。

犯罪被害者支援フォーラムは、令和元年度までは佐賀県、佐賀県警本部、犯罪被害者支援ネットワーク佐賀VOISSの3者共催で開催されていたが、今年度から佐

賀市も主催者として参加。11月17日にメートプラザ佐賀で開催した。

(7) 庁内関係部署との連携や職員の資質向上について

平成30年度から毎年、佐賀市犯罪被害者等支援庁内連絡会議構成部署の実務担当者及び新任担当者を対象に、佐賀県くらしの安全安心課の犯罪被害者支援コーディネーターや佐賀VOISSからの講師を招いて年度当初に実務者研修を行っている。今年度は、庁内9課から17名が参加した。また、佐賀県と佐賀VOISSが主催する犯罪被害者支援サポーター養成講座を各部署に案内し、6回の受講で延べ17名の職員が参加した。今後も引き続き、犯罪被害者支援充実のため、市職員に対する研修や、関係機関との意見交換を行っていく。

(8) 民間の団体に対する支援

佐賀VOISSに対して、活動支援のための寄附型自動販売機の設置への協力を行っている。現在、市営住宅が4か所、校区公民館が5か所に設置。現在も増設の要望がっており、引き続き協力を行っていききたい。また「ホンデリング事業」（読み終わった本やDVDの寄贈を受け、売却代金を佐賀VOISSの活動への支援に役立てるもの）への協力も行っている。昨年8月に本庁舎東側玄関付近に回収ボックスを設置し、職員や市民に協力いただいている。1月末までの回収実績は、本が256冊となっている。不要な本やDVDがあれば、こういう佐賀VOISSの活動支援に協力いただくことが可能なので、御協力をお願いする。

佐賀市では佐賀市自殺対策計画を策定しており、この犯罪被害者支援等も計画の1部を担っている。本日は計画の概要版を配布している

・ 今後の課題

犯罪被害者等の支援に当たっては、自殺対策計画と同様に、関係各所との連携が重要なものとなっている。今後も相談があった際の適切な対応ができるよう、庁内関係部署や警察及び関係機関等庁外部署との情報共有を図ることが課題と考えている。これにより、犯罪被害者等が1日も早く回復され、軽減されることで、再び平穏な生活を営むことができるよう寄り添った支援を行っていききたい。

○ 意見1（山口夕妃子委員）

かなり支援体制がとられていることが分かったが、この仕組みを市民に周知することが重要。そこで始めて、具体的な市の支援体制につながっていく。委員にはぜひ各組織に戻られて情報を共有していただき、我々自身の組織から周知することによって佐賀市の支援体制をより強化していくことにつながればよい。

3 防犯カメラについて

《事務局からの説明：池田副課長》

防犯カメラは犯罪の未然防止の効果が認められ、犯罪が発生した場合は捜査立証に有効であり、また防犯カメラの有効性等の社会的認知が高まっており、市民の安全に寄与するものと考えている。

- ・市が設置しているカメラの状況

- (1) 主な設置状況

- 昨年から 16 台増加して、令和 2 年 12 月末現在で 329 台を設置。16 台の内訳は、赤松小、北川副小、城南中、川副中で各 2 台の計 8 台、それと東与賀干拓ビジターセンターに 8 台の合計 16 台。

- 近年の設置状況は①の表のとおり。ドライブレコーダーも捜査機関からデータ提供を求められることがあるので参考までに掲載。

- (2) 捜査機関への画像データ提供件数。

- 昨年度までの 4 年間で合計 231 件。

- ・佐賀県による防犯カメラ設置補助

対象は、市町が新たに設置する場合の経費、及び市町や地区防犯協会が自治会等への補助を行う場合の市町、防犯協会の負担経費。事業期間は、あくまで予定だが令和 4 年度までとなっている。補助率は 3 分の 1 で、上限額は 1 台当たり 10 万円。市町または防犯協会が補助を行う場合は、それぞれの負担額（すなわち補助額）の 3 分の 1。主要件としては①通学路や公園等の子どもや不特定多数の者が利用する公共空間を撮影するもので録画機能を有するものであること、②防犯カメラの設置と併せ地域での防犯活動に取り組んでいるもの。

佐賀市における県補助の活用状況としては、今年度、教育委員会学事課により赤松小学校、北川副小学校、城南中学校に設置した各 2 台ずつの防犯カメラ計 6 台について、合計 60 万円の補助金の交付決定を受けている。

- ・佐賀地区防犯協会による防犯カメラ等の設置助成

佐賀地区防犯協会では平成 29 年度から地域（事業者、自治会等）が設置する防犯カメラへの助成を行っている。令和 3 年度から県補助の要件を満たせるように、交付基準の一部が変更される。なお、県補助はあくまでも防犯協会に対する補助であり、カメラ設置者に対する補助ではない。助成対象に、この①と②を追加。助成額は、設置工事費を含む 10 万円以上の場合に一律 5 万円。これまでの助成実績は、創設当初の平成 29 年度は申請がなかったものの、翌 30 年度から申請が増え、本年度は既に予算満額の 10 件に達し、4 年間で 22 件の助成実績となっている。

- ・今後の課題

佐賀県における補助制度が令和 4 年度で終了するため、その後の防犯カメラの設置に対して支援をどうしていくのが課題として考えられる。

○ 意見 1（山口夕妃子委員）



防犯カメラについては昨年度も本協議会で多くの意見が出たが、県補助が令和 4 年度で終わるので、それに向けて何か意見等いただければと思う。

佐賀地区防犯協会による防犯カメラ設置助成件数は、初年度と比べると順調に増えており、防犯カメラ設置の意義が地域の方々に理解され、設置が進んでいる状況がうかがえる。

#### 《議題全体を通しての委員からの質問・意見等》

##### ○ 意見 1（中村委員）

最後に一つだけ紹介したい。先ほどの警察のサポート情報にもあったが、朝、子どもたちの登校時間帯は大体どこも見守り活動、挨拶運動をしていただいております、たくさんの校区で地域の方々、保護者の方々の協力により子どもたちの安心安全が守られている。しかし、心配は下校時間帯。低学年が早めに帰り、高学年が遅く帰るので、低学年が自分たちだけで帰る時間帯によく不審者事案とか交通事故等が増えている。そこで、県警サポート情報にもあった「ながら防犯」をできるだけ各校区でしたいと考えており、校長会等でも地域に協力いただき「ながら防犯」を推進してほしいということをお話している。教育長だよりや、ホームページに掲載し、保護者、また地域の方々への啓発活動、それから教育委員会の方と、予算的な制約もあるが、若楠校区や循誘校区ではのぼりや横断幕を掲げていたくなどたくさんの方々の協力による啓発活動をしてもらっている。そういうものを今後増やしていきたい。昨年 3 月まで北川副小学校の校長をしていたが、地域の青少健会長さんから来年度 4 月から校区で「ながら防犯」をしたいという返事をいただいた。ぜひ、各校区で、自治会長さん、青少健の皆様方にも御協力いただき、「ながら防犯」を、保護者も含めて積極的に取り組んでいきたい。

##### ○ 意見 2（山口夕妃子委員）

中村委員から貴重な意見をいただいた。「ながら防犯」、これは地域との連携がないと進んでいけないと思う。コロナ禍で人が出歩かないようにという対策がとられているなか、子どもを見守る目も足りなくなる懸念もある。ぜひ地域の方々に御協力いただきながら、「ながら防犯」というような形で地域全体で子どもたちを見守っていく体制がとれたらよい。

##### ○ 関連コメント（青柳生活安全課長）

「ながら防犯」については、犯罪抑止対策の方でも特に皆様方をお願いしている。何をしながらかといえば、散歩、ランニングをしながら、病院に行くついでに、といったイメージがわかりやすいと思う。見守り活動については、各地区で一生懸命やっていたていることに頭が下がる思い。特に宮崎副会長さんも見守り隊のリーダーとして活動して

いただいております、大変感謝しているところ。そういった活動をする方々が若干減少傾向にある中で、見守りの体制をキープしていこうというところで、この「ながら防犯」という考え方が出てきているので、そこも理解のうえ広めていければと思っている。よろしくお願ひしたい。

○ 質問 1 (吉浦委員)

犯罪被害者の支援について。民間団体に対する寄附型自動販売機設置への協力とあるが、これは財政的な支援ということか。また、自動販売機の売上げの還元は(佐賀VOISSに行くと思うが)、どれぐらいかもお尋ねしたい。

○ 回答 1 (事務局：池田副課長)

財政的な支援ではなく、設置場所を提供したというもの。市が佐賀VOISSと連携している関係から、そういう御相談があったときに、例えば公民館であれば市の公民館支援課に話をし、どこの公民館だったら設置可能等の情報を佐賀VOISSに伝え、設置をしていただく。なお、売上げの還元について、何%等の情報は我々には伝わって来ていない。

《その他：事務局から》

啓発チラシ「新型コロナウイルス感染症に伴う人権への配慮について」の紹介。これは本市の人権・同和政策・男女参画課が作成し、毎月11日の人権を考える日などに配布をしているもの。新型コロナによる不当な差別やいじめを防止するという目的で作成しており、犯罪のない、安全安心の社会の実現のために欠かせない取組の一つと考える。是非、各々の団体、組織等に戻られて情報共有をしていただきたい。